

各位

株式会社マツモトキヨシホールディングス

当社従業員に対する緊急生活支援貸付制度導入に関するお知らせ

弊社は、この度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止に関する経済活動への影響や、災害、疾病等により、従業員の生活に何らかの影響が生じる可能性を踏まえ、できる限り安心して生活・勤務ができる環境を支援するため、福利厚生の一環として、無利息での貸付制度を導入いたします。

●導入の背景

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大を防止するため、国や自治体からの各種の施策や要請により、弊社グループ従業員のご家族等が、事業継続や雇用において何らかの影響を受けたことにより、支援が必要となる可能性が考えられます。

また、この度の事案以外にも、災害や疾病及びその他の私生活環境の変化により、従業員の生活に一時的な影響が発生すること等を踏まえ、弊社グループで働く皆さんができる限り安心してその後の生活が送れ、勤務が継続できる環境を支援するため、本制度の導入を決定いたしました。

●緊急生活支援貸付制度の内容

1. 対象者

- ・弊社グループに籍を置く全従業員（派遣契約の方、試用期間中の方等は除く）

2. 申込条件（理由）

- ・災害、疾病及びその他の私生活環境の変化により、通常生活において何らかの影響を受け、緊急の貸し付けを必要とされる場合等。

3. 貸付金額

- ・最大20万円（無利息）

4. 返済方法

- ・給与天引きによる毎月定額

5. 受付開始日

- ・2020年6月1日

◆この他の従業員支援（特別手当の支給（実績））

- ・支給対象者 全国のグループ店舗に勤務する全従業員（従業員区分により段階あり）（FC除く）
- ・支給対象期間 緊急事態宣言の発出期間（基本的には1月単位として定額で支給いたします）
- ・支給金額 非公表とさせていただきます

*このたびの特別手当は、緊急事態宣言が発出されておりました期間を対象に、4月分及び5月分として支給いたします。

今後も弊社は、従業員が安心して生活できる環境を支援することで、地域社会に貢献できる企業グループを目指してまいります。

以上

■ 本件ご取材に関するお問い合わせ ■

株式会社マツモトキヨシホールディングス 経営企画本部広報部 047-349-6300